

貸借対照表

令和 4年 3月 31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 485,274,535 】	【流動負債】	【 317,841,122 】
現金及び預金	180,283,956	買掛金	11,127,444
売掛金	76,043,843	一年以内返済長期借入金	47,433,000
未収入金	170,000	短期借入金	170,000,000
商 品	199,654,541	未払金	15,263,914
貯 蔵 品	405,040	未払費用	6,414,064
前払費用	2,681,606	預り金	3,226,468
立替金	2,310	法人税等充当金	212,000
仮払金	684,477	賞与引当金	10,680,000
未収消費税	7,512,200	契約債務	7,977,000
返品資産	18,597,000	返金負債	37,143,000
貸倒引当金	△760,438	リース債務(短期)	2,831,232
(固定資産)	【 39,346,793 】	製品保証引当金	5,533,000
(有形固定資産)	(5,808,083)	【固定負債】	【 179,930,936 】
建 物	56,036,600	長期借入金	162,195,000
建物附属設備	15,182,683	リース債務	235,936
車 輛 運 搬 具	7,546,296	資産除去債務	17,500,000
工具器具備品	13,516,664		
土 地	180,600		
建物(資産除去債務)	17,500,000		
リース資産	10,704,540		
建物減価償却累計額	△13,489,487		
設備減価償却累計額	△9,245,380		
車両減価償却累計額	△5,056,039		
工具減価償却累計額	△12,357,172		
リース資産減価償却累計額	△10,704,540		
建物償却累計(資産除去)	△5,152,778		
建物減損損失累計額	△39,409,921		
設備減損損失累計額	△5,937,294		
工具器具備品減損損失累計額	△1,159,467		
建物(資産除去債務)減損損失累計額	△12,347,222		
(投資その他の資産)	(33,538,710)		
預入積立金	6,780,120		
保 証 金	8,422,190		
敷 金	18,036,400		
会 員 権	300,000		
繰延資産	875,186		
長期前払費用	875,186		
資産の部合計	525,496,514		
		負債の部合計	497,772,058
		純資産の部	
		【株主資本】	【 27,724,456 】
		(資本金)	(10,000,000)
		資本金	10,000,000
		(利益剰余金)	(17,724,456)
		利益準備金	625,000
		繰越利益剰余金	17,099,456
		純資産の部合計	27,724,456
		負債及び純資産の部合計	525,496,514

(注1) 当期純損失 △188,412,956

個 別 注 記 表

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品は総平均法を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した付属設備は定額法）を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

[会計方針の変更]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

返品権付取引に係る収益認識

従来、売上総利益相当額に基づいて「流動負債」に計上していた「返品調整引当金」については、返品されると見込まれる商品の収益および売上原価相当額を除いた額を収益および売上原価として認識する方法に変更しており、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」に返金負債の決済時に顧客から商品及び製品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」に表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな

会計方針を遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。この結果、当第4四半期累計期間の売上高は37,143千円減少し、売上原価は18,597千円減少しております。